

# 一九世紀丹後宮津藩の漁政と漁場利用関係

東 幸代

【要約】 丹後宮津城下には、旧領主によって地先漁場における「特権漁業」の権利を下付されたという由緒をもつ漁師（宮津町漁師）が存在した。本稿は、一九世紀における宮津藩の漁政と、「特権漁業」後退との関係を明らかにしている。当該期宮津藩による在方漁師間の地先漁場争論の解決方法の特質は、地先漁場を「家前」とそれ以外に区分し、地元村に「家前」漁場での優先権を保障することである。また、宮津町漁師と在方漁師との争論に際しては、前者に対しては「本業」、後者に対しては「家前」を理由に、漁場利用関係の秩序付けを行っている。宮津町漁師は藩による「本業」という自町漁業の位置づけを利用し、在方漁師の漁業を「余業」と位置づけることによつて、自町に有利となる要求を行うが、郡奉行によつて却下される。幕藩領主による漁業の位置づけと、漁師間の漁場利用関係とは、密接に関係していたといえる。

史林 八二巻六号 一九九九年一月

## はじめに

本稿は、一九世紀の漁場争論を素材に、丹後宮津藩<sup>①</sup>における漁政と漁場利用関係の変容との関係を明らかにするものである。ここでいう漁政とは、幕藩領主による漁業・漁村の支配のあり方にとどまらず、漁業・漁村に対する認識をも含めた、広い意味での領主的対応をさしている。さて、一般に、近世における漁場利用関係を論じる場合に、先規、仕来の重視と並んで、重要な素材として取り上げられているのは、寛保二年（一七四二）に江戸幕府が定めたいわゆる「山野海川入会」<sup>②</sup>規定である。「磯獵者地附根附次第なり、沖者入会」（磯漁は地付次第であり沖は入会である）、「村並之獵場者村境を沖

二見通獵場之境たり」(村並の漁場は村境から沖へ見通した線を境とする)等の条文を含む当規定は、既に戦前の段階で、磯(地先)と沖という近世の漁場構造や、地先漁場は村境を境界とするのに対して、沖漁場は入会であるという両漁場の利用関係の原則等を示す規定であると評価され、実際の漁場争論においても、「右の諸法則(「山野海川入会」規定……東註)が一般に適用せられていたことは、現在残されている裁許例によりてもこれを知るに充分である。」<sup>③</sup>という評価を得るにいたった。このように戦前に一定の到達をみた漁場利用関係研究であるが、その後各地で行われた研究は、個別の漁場争論の検討を通して、当規定的漁場利用関係の浸透を確認するにとどまり、新たな論点を見いだすことができなかった。

漁場利用関係研究のこうした停滞状況を打破したのは、一九七〇年代に荒居英次によってその重要性が提起され、八〇年代後半以降盛んになった漁政史の観点による諸研究である。特に、そうした研究動向の中心となった関東地域では、

「山野海川入会」規定が享保年間(一七一六―三六年)の幕府による当地域の漁場調査の延長線上にあると位置付ける研究<sup>⑤</sup>や、その成果に基づいて、幕府の漁村に対する認識の変化を明らかにする研究<sup>⑥</sup>、また、役の負担関係と漁業権との関係を明らかにする研究<sup>⑦</sup>等が生み出されることとなった。一方、漁政史とは視角を異にするが、関東以外の地域では、漁場利用の観点から支配者・村・民衆の関係を照射する研究<sup>⑧</sup>や、沖漁場の利用関係の近世的ありように注目する研究<sup>⑨</sup>もあらわれ、漁場利用関係をめぐる研究は新たな段階を迎えつつあるといえる。

しかし、関東以外の地域における地先漁場の利用関係を問題とした場合、幕令としての全国発令が確認されていない「山野海川入会」規定の適用を含めた幕藩領主の主体的な対応の実態については、未だ事例が少なく明らかではない。そこで、本稿では、先発漁師が、後発漁師の進出と地先漁場地元主義<sup>⑩</sup>の浸透によって、漁業権を後退させるといわれる近世中後期以降の全国的な動向<sup>⑪</sup>と、漁政のあり方との関係に注目する。具体的には、まず、宮津藩の漁政という観点から漁場利用関係の特質を解明し、当該藩における漁場利用関係の具体的様相を提示する。その上で、当該藩における漁業の位置づけと一九世紀の漁場利用関係の変容との関係を明らかにしたい。分析の中心となるのは、近世初頭の領主に対する勲功

によって、「特権漁業」を許されたという由緒を有する漁師の動向である。いわゆる先発漁師であるこの漁師については、既に先行研究において、その存在や、近世中期以降に漁業権を後退させることが指摘されているが、その権利後退の実態解明は、利用史料が訴状や内済状等の地方史料に限定されるといふ制約もあり、不十分である。そこで、これまで宮津藩の漁業・漁村史研究には利用されてこなかった、地方支配に携わった郡奉行の記録書である『臨時留』<sup>⑬</sup>を用いて、「特権漁業」の後退過程における宮津藩の対応を明らかにする。

- ① 現京都府与謝郡の大部分をしめる藩で、現宮津市に城下町があった。藩主（入封年）は京極氏（元和八年・一六二二）↓畠山領（寛文六年・一六六六）↓永井氏（寛文九年・一六六九）↓畠山領（延宝八年・一六八〇）↓阿部氏（天和元年・一六八一）↓奥平氏（元禄一〇年・一六九七）↓青山氏（享保二年・一七二七）↓本庄氏（宝暦八年・一七五八）と変遷する。
- ② 「律令要略」（近世法制史料叢書二二）。
- ③ 原暉三「日本漁業権制度史論」（北隆館、一九四八年）四五頁。
- ④ 荒居英次「近世の漁村」（吉川弘文館、一九七〇年）。
- ⑤ 堀江俊次「享保期における勘定所の漁業権実態調査と漁業政策」（小笠原長和編『東国の社会と文化』椋出版社、一九八五年）。
- ⑥ 出口宏幸「内房村落の漁業進出と生業」（関東近世史研究二七、一九九〇年）。
- ⑦ 富田満「近世多摩川の漁業生産に伴う役負担と漁場利用関係」（『関東近世史研究』二六、一九八九年）、太田尚宏「近世江戸内湾地域における『御肴』上納制度の展開と漁業秩序」（同右）二八、一九九〇年）等。
- ⑧ 定兼学「近世漁場利用体系試論——備前国日生沖漁業相論を事例として『村』における——」（渡辺則文編『瀬戸内海地域史研究』二、文献出版、一九八九年）。
- ⑨ 高橋美貴「近世における漁場の構造と漁業社会」（『近世漁業社会史の研究——近代前期漁業政策の展開と成り立ち——』清文堂、一九九五年）、拙稿「沖漁をめぐる近世中期の漁村の動向と領主の対応——丹後宮津藩伊根浦の『追掛（おっかけ）』を通して——」（『日本史研究』四三二、一九九八年）。
- ⑩ 地先の漁場はその地元の村に占有利用させようという考え方。
- ⑪ 二野瓶徳夫「近代漁業技術の生成」（『講座・日本技術の社会史』二塩業・漁業〈日本評論社、一九八五年・二七七—二七九頁）。
- ⑫ 岩崎英精「京都府漁業の歴史」（京都府漁業協同組合連合会、一九五四年）。
- ⑬ 宮津藩、宮津県、豊岡県宮津支庁時代に、作成、編綴された文書で、与謝郡役所に保管されていたものが、郡役所の廃止に伴い京都府に移管され、現在京都府立総合資料館に所蔵されている。全体の史料名は『宮津藩政記録』。本稿で使用したのは、このうちの郡奉行による記録書（在方支配に関する触や郡奉行が作成した意見書などの控書が内容の中心）で、弘化二年（一八四五）から元治二年（一八六五）まで残る「臨時留」と表紙書された三冊の冊子である。なお、その一部が『宮津市史』史料編二（一九九七年）に翻刻収録されている。

一 宮津町漁師の「特権漁業」とその由緒

宮津藩において「特権漁業」を行っていたとされるのは、宮津城下の獵師町<sup>①</sup>(現宮津市字漁師)に居住した漁師(以下、宮津町漁師と表記する)である。獵師町は宮津湾最奥部に位置し、幕末期に家数一九〇軒、小船一三〇艘を有し、イナダ漬漁、鰯地引網漁をはじめとする種々の漁法を行っていた<sup>④</sup>。昭和八年(一九三三)に「旧藩時代に於ける漁業制度の沿革に付地方庁に取調を求めて得たるものを取纏めた」<sup>⑤</sup>、「旧藩時代の漁業制度調査資料」(以下、「調査資料」と略す)中「京都府与謝郡宮津町」の部には、当該町(実際には宮津町全体の中の獵師町のみ)の漁業権に関する次のような記載がある。

当宮津町漁業者ニ於テハ各種漁業ニ特権ヲ有セサルモ往古ヨリ漁業專業ニシテ往昔ハ本郡ニ於テ伊根、当宮津ノ二部落、専ラ漁業ヲ営ミ他ノ沿岸部落ハ農村ナリシヲ以テ若狭沿岸ヨリ但馬沿岸迄沖合勝手ニ漁業稼ギ来リ殊ニ天正年間漁場赦トシテ当「漁師共工浪打際三間帆影三里勝手次第相可働旨」<sup>②</sup>褒美トシテ下付セラレ何レノ沿岸ニ出漁スルモ自由ナル特権ヲ保持セルニ近來沿岸部落漁業ヲ開始シ農事ノ傍ラ漁業ヲ営ミタルニ漸次沿岸専ラ漁業ニ従事シ漁業法發布ト共ニ定置漁業ノ増設漁業者ノ激増ト共ニ権利ヲ減減シ殊ニ地元ノ権利ヲ出張シ稼場ノ狭隘ヲ告クルニ至レリ<sup>⑥</sup>

右の記載のうち、近世の漁業の様相について言及しているのは、傍線部①・②である。①では、与謝郡内において、伊根浦(現京都府与謝郡伊根町)と宮津町の二集落は漁業を專業としており、他の沿岸集落が農村であることよって、若狭沿岸から但馬沿岸までの「沖合」を勝手次第相働旨としたこと、②では、天正年間(一五七三―九二)に「漁師共工浪打際三間帆影三里勝手次第相可働旨」を褒美として下付され、「沿岸」での自由な操業「特権」を保持していたことが述べられている。①中の「沖合」、②中の「沿岸」は、近世における沖と地先という漁場の構造に対応している。このうち、地先漁場の利用関係に注目する本稿では、以下、地先漁場に関する②について検討する。

操業範囲を指すと考えられる「浪打際三間帆影三里」<sup>⑦</sup>の「勝手次第」の操業は、「何レノ沿岸ニ出漁スルモ自由」とあ

〈表〉 幕末期の状況

	家数(軒)	人口(人)	肴運上(匁)	小船(艘)	石高(石)	
狛 師 町	190			130		
矢 原 村	22	111	5.6	25	111	* 栗田郷
獅 子 村	41	208	11.1	37	275	* 栗田郷
田 井 村	39	171	5.6	39	196	* 栗田郷
嶋 陰 村	33	161	8.3	35	150	* 栗田郷
小田宿野村	93	415	11.5	30	370	* 栗田郷
中 津 村	72	352	8.3	64	169	* 栗田郷
上 司 町	108	519	19.3	17	580	* 栗田郷
小 寺 村	69	291	13.9	12	377	* 栗田郷
中 村	26	102		5	132	* 栗田郷
脇 村	51	218	2.8	8	131	* 栗田郷
新 宮 村	56	246			175	* 栗田郷
江 尻 村	216	1064	129.3	84	279	

\* 『京都府与謝郡誌』409～414頁（廃藩当時の戸数）・同415～420頁（廃藩当時の人口）・『丹後宮津志』23頁（狛師町の戸数）・『京都府与謝郡誌』448～453頁（肴運上）・同265～268頁（文久年間の船数）・『旧高旧領取調帳』より作成。

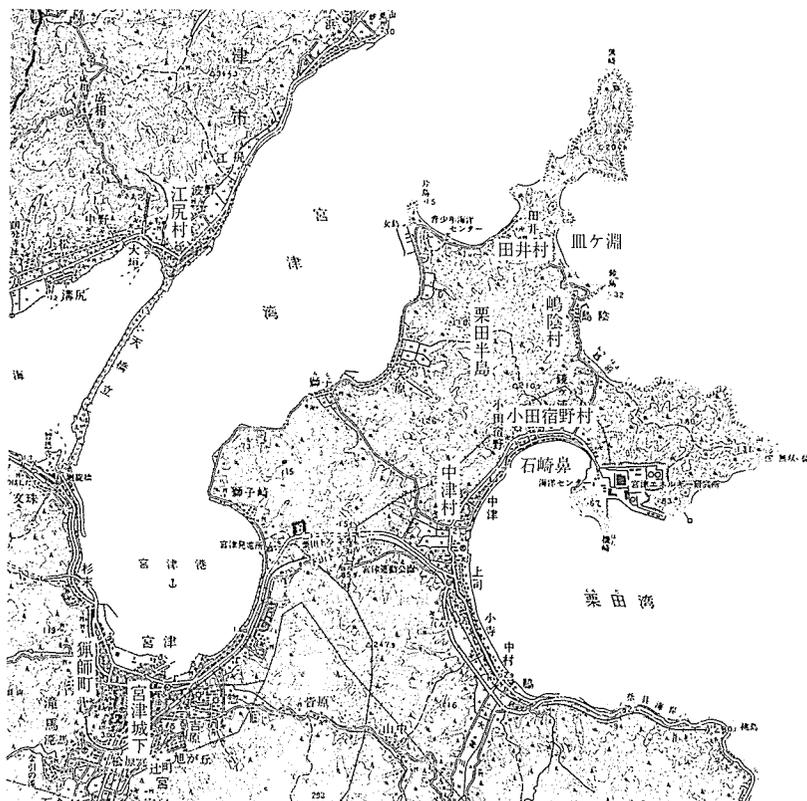
るように、他村の地先漁場においても自由に操業できるところを意味する。宮津町漁師の漁業が先行研究において「特権漁業」と言われるのは、この「特権」、すなわち地先漁場における広域漁業権を保持していたことによる。ちなみに、右の記載は、近代以降に「稼場ノ狭隘」が進行したとするが、「はじめに」で述べたように、「かつて細川に許されたという、いわゆる『波打際三間・帆影三里』的な特権漁業が、当時代（近世中期……東註）にはおおいおおい反撃され、ついに後退せざるを得なかった」、<sup>⑧</sup>「いわゆる『特権漁業』が、当時代（近世末期）ではほとんど困難となってしまう<sup>⑨</sup>」と先行研究で指摘されているように、その後退の事実<sup>⑨</sup>は近世中期から確認されている。

この「特権」下付に関係すると思われる史料は、複数現存する。結論を先に言えば、どれも史実としての確証を得られないのであるが、一通り紹介しておきたい。

まず、宮津町の町名主を務めた三上家に、この天正年間の特権下付に関係すると思われる次のような文書の写が現存する。

其方共事、致味方辻番井往還内通、此恩賞之印ニ狛師共江

〈関係地図〉



\* 5万分の1「宮津市全図」を加工。

浪打際三間帆影三里勝手次第相可働旨褒美ト而漁場赦之畢

(一五七)

天正六戊寅十一月十八日

源藤孝 花押

狼師共江

(三上家文書第三箱A—III—三二六以下、三上家三A—III—三二六と略記する)<sup>⑩</sup>

宮津町漁師が天正六年に細川藤孝に「致味方」、「漁場赦之」された史実については確認できないが、元禄年間(一六八八—一七〇四)に城下の僧侶頼元の見聞記として成立した『宮津旧記』<sup>⑪</sup>中に、次のような記載がある。

天正六寅四月、細川藤孝公織田信長公々当国一色家誅滅被<sub>レ</sub>為<sub>レ</sub>蒙<sub>レ</sub>仰、嫡子与<sub>レ</sub>一郎様同道始て入国有<sub>レ</sub>之、此時下宮津猪ノ岡に陣取ありしと雖未だ城櫓を構えず、八幡山に小壘を設け、麓の辻に辻番を置きし所今辻ノ谷といふ由村田家が家の記に有<sub>レ</sub>之<sup>⑫</sup>

天正六年に入国した細川氏が、「辻番」を置いたことが記されている。このときに「辻番」に従事したのが、宮津町漁師であつたのであろうか。

ところが、同じ『宮津旧記』中に、「波打際三間」の語を含む別年の記載がある。

一、(慶長五年子六月越中守忠興公関東に被<sub>レ</sub>為<sub>レ</sub>召御出陣、野州より御引返し濃州関ヶ原御転戦の御留守中、丹波福知山城主小野木

(一六〇〇) (細川忠興)

縫殿倉田三成の下知に依て丹後国を被<sub>レ</sub>攻由之聞有<sub>レ</sub>之、早々幽齋公田辺城へ御帰り折返し姫君女房衆御迎へ御帰之砌、下

重次 (細川藤孝)

宮津之漁夫東本屋五郎左衛門、甚右衛門、新右衛門、作兵衛等と共に御船を守護して田辺城へ奉<sub>レ</sub>送、当座之御褒美として長

刀一柄波打際三間御領内勝手次第立働き御免之御書頂戴之由、是も村田家が家の記に有<sub>レ</sub>之候<sup>⑬</sup>

慶長五年六月、徳川家康の上杉攻めに従つて細川忠興が関東に出陣した<sup>⑭</sup>後、父藤孝が留守を預かつていた。石田三成の命を受けた小野木重次がその間に丹後に兵を遣わす。藤孝は田辺(舞鶴・現京都府西舞鶴市)城に女房や姫君を集めて籠城するが、この時護送を担当したのが「下宮津之漁夫東本屋五郎左衛門、甚右衛門、新右衛門、作兵衛等」である。そして、この時に当座の褒美として長刀一柄と「波打際三間御領内勝手次第立働き御免之御書」を頂戴したという。この「御書」

の内容は、前掲の天正六年の細川藤孝発給文書の内容とほぼ一致する。一般に、個人に賜与された恩給的漁場は、集落全体の特権として発展することが多く、この場合、当初は数名の漁師に許された特権が宮津町漁師全体の特権に転化したと推測される。ただし、右の記載の典拠にあたる「村田が家の記」<sup>⑮</sup>の性格が不明であり、かつ、宮津町漁師自身の主張によると、「御書」の正文は正徳年間（一七二一—一六）に焼失したとされ、正確な内容は確認できない。

あえて『調査資料』中の「天正年間」にこだわるならば、別の契機も考えられる。同じく『宮津旧記』中に、「宮津は庄名にて今の地は与謝郡下宮津の庄十ヶ村の内鍛冶・獵師両村の地也。上宮津三ヶ村下宮津十ヶ村の総名なり。（中略）天正八年辰八月細川兵部大輔藤孝公入国して此地に館を構へ近郷の政治を布き、（中略）此時までは鍛冶・獵師の二村海辺に並びて在町の如くにてありしと也。」<sup>⑯</sup>という記載がある。天正六年と年紀が相違するが、この記載に従えば、宮津城下は下宮津一〇ヶ村の内鍛冶・獵師の地を取りつづいた地であり、宮津町漁師はこの天正年間の移転に対する報償として細川藤孝から「特権」を獲得したという推測も可能である。

右の諸説に示される細川氏の動きが史実であっても、特権下付については伝承の域を出ておらず、『調査資料』の記載はこれらの伝承が混合したものと考えられる。ここではとりあえず、『宮津旧記』が執筆される元禄期以前に成立していた典拠の「村田が家の記」に、慶長五年の細川氏による特権下付の由緒が記されていたことを確認しておきたい。もともと、後年になると、「細川家・京極家之御墨付」〔臨時留〕嘉永二年（一八四九二月）と宮津町漁師自身が主張するというような状況が生じているように、宮津町漁師にとっては旧領主による「御墨付」の下付が「特権漁業」を保障しているという点のみが重視されており、その正確な年代や下付の主体についてそれほど関心が払われているとは思われない。

沿岸集落の地先漁場を自由操業できるといふ広域漁業権は、漁師間の漁場利用関係に注目した場合、いわゆる数村入会関係となつてあらわれる。一般に、その発生原因として、①先規・仕来、②貢納、③分郷・分村、④入作・出作、⑤関係村の協定、⑥資源の均衡保持、等が指摘されているが、「御領内勝手次第」とあるように、領内全域を対象とすることか

ら、特定村を相手とする③・④・⑤・⑥は考えられない。②の貢納についても、在方漁師には原則として村別に着運上<sup>22</sup>が課され、一部の村にはそれに加えて鱒運上や鯨運上<sup>23</sup>の義務があった一方、宮津町漁師には、漁業年貢が全く課されていない（表参照）ことから、その可能性は否定される。すなわち、①の先規・仕来のみが宮津町漁師の他村地先漁場利用の根拠であり、それを保障するのが旧領主による「御免之御書」下付の由緒であった。後述する漁場争論の際の主張からも、宮津町漁師が広域漁業権とこの由緒とを一体のものとして認識していたことがうかがえる。もっとも、在方漁師の漁業進出が盛んになる一八世紀半ばまでは宮津町漁師と他の漁師とが競合することはほとんどなかったと考えられ、宮津町漁師はその由緒を顕示する必要もなく、地先漁場における広域漁業が可能であったと思われる。宮津町漁師の、特権下付の年代や主体に対する認識の曖昧さは、恐らくはこの由緒が一八世紀半ば以降、争論に際して急に持ち出されるようになったことの一証左であろう。

- ① 狛師町が一局部に区画されたところに形成されるのは近世に入つて約百年が経過してからに過ぎず、初期には浜辺に散在していたとする見解もある（中嶋利雄「私のレポート」〈非売品〉、一九九二年）。ただし、本稿で分析を行う一九世紀段階では現字漁師に集住している。
- ② 『丹後宮津志』（一九二六年）一三三頁・『京都府与謝郡誌』（一九二三年）二六五頁。
- ③ イナダ（鱒）は鱒の子で、浮いた草につく性質を利用して釣り上げる漁法。漁期は六一二月（京都府の民具）三 漁業（京都府立総合資料館、一九七九年）。
- ④ 『京都府漁業誌』一 与謝郡宮津町之部（京都府水産講習所、一九〇八年）、及び岩崎前掲書。
- ⑤ 『旧藩時代の漁業制度調査資料』一（農林水産局、一九三四年）巻頭部「小引」。
- ⑥ 「一 漁業権（漁業二関スル特権）ノ發生消滅ニ関スル事項」（調査資料）六七四頁。
- ⑦ 原暉三はこの表現に対して、「帆影三里（中略）の漁場をも磯漁場と全く同一に解すべきか、或いは全く別異な観点より見るべきを相当とすべきか疑問である。」（原前掲書五八―五九頁）としている。後述する慶長五年の史料が「波打除三間御領内勝手次第」とあり、「帆影三里」の文言を含まないことから原の疑問はもつともであると思われる。これに対して、羽原又吉は「帆影三里」までも地先漁場と解釈している（羽原『日本漁業経済史』上巻（岩波書店、一九五二年）三頁）。両者の見解は一ではないが、「浪打除三間」を地先漁場とみる点では一致している。
- ⑧ 岩崎前掲書一九九頁。
- ⑨ 岩崎前掲書一九六頁。

⑩ 三上家は宮津城下の河原町（現宮津市字河原）在の町名主。なお、文書番号は『丹後國与謝郡宮津元結屋三上家古文書目録』（京都府教育委員会、一九八八年）によった。

⑪ 『丹後史料叢書』九（名著出版、一九七二年）。「宮津旧記」は、頼元著、宝永元年（一七〇四）成立。文政二年（一八一九）祐山、明治三年（一八七〇）明州補。見聞の記録であり、信頼性が高いといわれる。

⑫ 「一宮津築城知府御開府之事」（『宮津旧記』）。同右。

⑬ 「細川忠興軍功記」（『続群書類従』二〇下）。

⑭ 原前掲書一〇五頁。

⑮ 「村田が家の記」は現存が確認できないが、近世初期の宮津町の状況を記した記録として『宮津旧記』に多く引用されている。

⑯ 「臨時留」嘉永二年（一八四九）二月。

⑰ 「一宮津築城知府御開府之事」（『宮津旧記』）。

⑱ 丹後の慶長検地帳には、下宮津一、九五二石余の石高が記されたあとに、「下宮津之内」として椎崎・波路・皆原・山中・添・宮・田

中・有田の八ヶ村が記載されているが（丹後の慶長検地帳と村名・村高）（『丹後郷土資料館報』創刊号、丹後郷土資料館、一九八〇年）、延宝三年（一六七五）の「永井信濃守領知郷村帳」（『宮津旧記』）には、この八ヶ村に鍛冶町と獵師町が加わっている。

⑳ 「敷村に亘る漁民が自浦又は他浦の地先なる漁場に、概ね平等な地位にて互に入会い漁業を為す形態」をいい（原前掲書六五頁）、一村中入会（一村専用）関係（同書六四頁）や、「或る村の漁民が他村の漁場に、概ね劣位な地位にてその他村の漁民と互に入会い漁業を為す形態」である「他村入会」関係（同書七五頁）と区別される。

㉑ 原前掲書六六―七五頁。

㉒ 定運上で免定に記される。京極氏の治世期に、領内の漁獲物を全て宮津に集荷させたところ多すぎて魚が腐ったため、現物のかわりに銀で納めることになったという（岩崎英精『丹後伊根浦漁業史』（伊根漁業協同組合、一九五五年 二一六―二一七頁）。

㉓ 前者は伊根浦三ヶ村ほか数ヶ村に課された定運上で免定に記される。後者は亀嶋村（現京都府与謝郡伊根町字亀島）に課され、歩一運上の形態をとった。鰯・鯨の漁業権は運上納村に限定されている。

## 二 宮津藩の漁場争論解決方法の特質と「特権漁業」の後退

本章では、一九世紀の漁場争論を素材に、宮津藩による漁場争論解決方法の実態とその特質解明を行うが、その前提として、当該藩の漁業・漁村支配の仕組みについて簡単に触れておく。

まず、漁師の身分であるが、宮津町漁師は町人身分、領内のその他の在方漁師は百姓身分である。身分の相違に依じて、支配機構も異なる。前掲『調査資料』中の「与謝郡宮津町」の部「六 漁業事務ヲ取扱フ役所ニ関スル事項」に、「維新

前ハ三役所即チ郡役所、町役所、御船方トテ奉行ノ手ニ於テ事務ヲ取扱レタルモノニシテ漁師共ヨリノ差上書類ハ名主ノ手ヲ經由シ町役所ニ進達セシモノト思科ス漁師共ノ争論訴訟等ニ関シテモ町奉行ニ於テ処置セラレタリト<sup>①</sup>とあるように、町人身分である宮津町漁師からの提出書類は町名主の手を経て町役所に届けられ、漁師間の争論は、町奉行において処理された。右の記載には「御船方」の関与が示唆されているが、本庄氏治世期における奉行衆の「行政統治方法及び調査審問擬律の方法」を記した「三庁小則」<sup>②</sup>に、「一、廻船・渡船、其外新艘造り立等船一式之儀者御船奉行一手にて取扱、廻船荷物押領、并扱揚げ・渡船乗沈め・漁獵場出入扱都而吟味札等いたし候儀者、町方は町奉行、在方は郡奉行一手にて取扱可申事」とあるように、船奉行は一九世紀段階では「吟味札等」の必要のない船関係の職務を担い、本稿で対象とする漁場争論の審議には直接は関与していない。一方、右の記載から、百姓身分である在方漁師間の争論は郡奉行によつて処理されたことが確認できる。

一般に、幕藩領主の漁場争論への対応は、旧慣尊重を第一とするといわれる。旧慣、すなわち、先規・仕来重視の典型的な例は、新規漁法、及び新規漁場利用に対する差し止めである。宮津藩の場合も、一八世紀半ば頃から増加する漁場争論の事例をみると、訴えられる側が宮津町漁師であれ在方漁師であれ、新規漁法・漁場利用に対しては差し止めを原則としていることがうかがえる。<sup>④</sup>ここでは、新規漁法・漁場利用ではなく、数村入会漁場として複数の漁師が利用している漁場をめぐる争論を素材とし、宮津藩の漁場争論解決方法の特質を明らかにする。

## (一) 在方漁師間の漁場利用「規定」

まず、栗田郷<sup>⑤</sup>内の争論を事例として、在方漁師間の漁場争論への宮津藩の対応をみる。在方漁師は百姓身分かつ着運上<sup>⑥</sup>が課せられ、管轄が同じく郡奉行であるという同一条件下にある。

後述する栗田半島北部の皿ヶ淵漁場<sup>⑦</sup>(関係地図参照)における宮津町漁師と栗田郷の田井村(現宮津市宇田井)との争

論の最中に、論所である皿ヶ淵漁場に同じく栗田郷の嶋陰村（現宮津市宇島陰）が網を入れようとしたところ、田井村が当該漁場における自村の先網の権利（Ⅱ先取権）<sup>⑦</sup>を主張し、嶋陰村がこれを不服として出訴した。文久元年（一八六一）にこの争論の解決にあたって両村間で作成された済口証文の冒頭に、双方の訴えの内容が記されているが、嶋陰村側の主張の中に、文化年間（一八〇四～一八）に郷内の中津村（現宮津市宇中津）と小田宿野村（現宮津市小田宿野）間で争われた漁場争論についての記載がある。

奉指上済口証文之事

訴訟方嶋陰村訴上候、栗田郷拾壹ヶ村之義者、慶長之頃迄一村二而御免定も老本頂戴相治り来候処、其後分村二相成候処、村々勝手儘申立争論出来不穩趣二而、既ニ文化年中中津村与小田宿野村之間宇石崎鼻与申所ニおゐて、まさ網之儀争論ニ相成、御裁許済ニ相成候節、両村并栗田郷村々江御規定被 仰出、一同奉畏御請書差上、何事も一村同様相治り候処

〔臨時留〕…文久元年一〇月

栗田郷は慶長検地の頃に栗田村という一村であり、後に一ヶ村に分村した<sup>⑧</sup>。分村を契機に、数村入会関係が発生した事例である。それ以後は村々が勝手我が儘を主張し争論が起こり、穏やかではない状況となる。その争論の一つが、文化年間に発生した、隣接する中津・小田宿野両村間の石崎鼻漁場（関係地図 参照）<sup>⑨</sup>におけるまさ網の先網の権利をめぐるものである。まさ網は、この済口証文の後半部分に「鱒まさ網」と表記され、また、「先網曳取」とあることから、鱒を対象とする引網漁であることがわかる<sup>⑩</sup>。

嶋陰村の主張の後半部分は、この文化期の争論において「栗田郷村々江」「被 仰出」た「御規定」を田井村も遵守すべきである旨を述べるものである。「被 仰出」の主体は記されていないが、郡奉行と考えてよからう<sup>⑪</sup>。

この「御規定」は次のものである。

何れ之村方二而も家下之外者入会稼相、一村達而勝手ニ先網曳取候事不相成規定

〔臨時留〕…文久元年一〇月

論所石崎鼻漁場は、右の「御規定」中の「家下之外」にあたる。「家下」は地先漁場のうち、字義通り家Ⅱ集落の前面の漁場を指すと解釈できる。どの村であろうとも「家下」漁場以外は入会で、一村が強い勝手に先網を引いてはならないという規定である。

ここで注目されるのは、郡奉行が、地先漁場を「家下」と「家下之外」とに区分している点である。また、逆に右の規定は、地元村には「家下」漁場において先網を引く権利が認められているという解釈が可能である。漁場を区分したうえで、「家下之外」漁場は先網の勝手引を認めず、「家下」漁場に関しては先網の権利を認めているのである。地先漁場に、先網の権利の有無を伴った「家下」漁場と「家下之外」漁場という区分を導入している点は、宮津藩独自の漁場認識を示すものとして興味深い。また、この規定を栗田郷の漁師が受け入れ、守るべき「御規定」としていることや、文久年間に嶋陰村が、田井村の「家下」漁場に該当しない皿ヶ淵漁場を「往古より入会進退場所」(『臨時留』…文久元年一〇月)と認識している事実は、争論の後にこの「御規定」が、栗田郷内にはば定着していることを意味している。

## (二) 「特権漁業」の後退

教村入会漁場をめぐる在方漁師間の漁場争論における郡奉行の対応は、先網の権利の有無を伴った「家下」・「家下之外」という漁場の区分を特徴としていた。次に、宮津町漁師と在方漁師との教村入会漁場における漁場争論に際し、宮津藩がとった対応について検討する。前述のように、前者は町人、後者は百姓という身分、及び管轄奉行の相違があり、かつ、肴運上納義務の有無の相違がある。当該藩では、町方と在方間の訴状の取り扱いは基本的に出訴側の奉行が担当するが、吟味は月番三奉行によって行われる。また、『臨時留』を見ると、用人を通して奉行が意見書を提出するシステムが存在し、町・郡兩奉行の意見を汲んだ上で解決が図られることが確認できる。漁場争論の場合も同様である。ここでは、条件の異なる両漁師の間で漁場争論が発生した場合、両奉行が合意し、かつ、両漁師を共に納得させるために持ち出され

た解決方法を明らかにする。

宮津町漁師と在方漁師間の数村入会漁場での権利をめぐる争論のうち、この種の争論の初発は、天保一三年（一八四二）である。栗田半島先端の田井村の地先漁場にあたる皿ヶ淵漁場における先網の権利をめぐって、宮津町漁師が田井村を相手に訴訟を起こす。漁法についての記載はないが、「引」とあることから、鱈まさ網と同様に、引網の一種であると思われる。

弘化二年（一八四五）十一月の「裁許請書」<sup>⑬</sup>によれば、争論の経過は、以下の通りである。

其方共儀（漁師町・田井村双方の関係者）去ル寅年（天保十三年）以来田井村地先字皿ヶ淵ト申漁場ニテ先網曳ノ義ニ付積年争論有之、難決ノ趣町漁師共ヨリ及出訴候ニ付、則田井村町漁師共双方呼出相札候処、双方共証拠証跡ト申義無之何レモ申伝而已ノ儀申立候計ニ付、田井村ノ義ハ地先ノ義、漁師町ハ本業ノ訳ヲ以テ去秋已来大庄屋名主共為立入先網曳義隔日ノ処ヲ以テ下済為取喫置候処、（原文そのまま引用、読点のみ筆者）

両漁師の主張に対して、奉行側は、まず、双方とも証拠がなく、どちらも「申伝」のみを主張していると判断している。後年の史料には、この「申伝」の内容が「獵師町ハ御免之獵師ニ付何れニ而も先網差入候仕来を申立、田井村者先々々先網差入来候旨」（『臨時留』嘉永二年（一八四九）二月）と記されている。宮津町漁師は、旧領主から漁業特権を与えられたという由緒に基づく「仕来」であることを先網の権利の根拠とし、田井村は「先々々」と慣行であることを主張したのである。競合がない頃は、両漁師とも何の問題もなく自由に網を引くことが可能であり、慣行と認識していたのであろう。そして、宮津町漁師は、その「仕来」を保障するものとして由緒を持ち出したのである。しかし、右の「裁許請書」からも明らかなように、奉行側は宮津町漁師の由緒を先網の権利の根拠として認めておらず、また、田井村に対しても、たとえ慣行であると主張しても証拠がない場合は認めないという姿勢をとっている。結局、大庄屋や町名主を喫人として、両漁師に対して隔日に先網の権利を認めるという方向で内済がすすめられるが、この判断の根拠になったのが、「田井村ノ

義ハ地先ノ義、漁師町ハ本業ノ訳である。田井村に対しては皿ヶ淵漁場が「地先」漁場にあたること、宮津町漁師に対しては「本業」であることが根拠となっているのである。

「地先」漁場であることよつて地元村である田井村の先網の権利を認める奉行側の態度は、やはり「山野海川入会」規定に影響されているのであろうか。弘化元年（一八四四）に宮津町漁師がこの内済案に対して作成した請書を検討することよつて、奉行側の対応をもう少し詳しくみよう。

奉指上一札之事

皿ヶ淵漁場之儀ニ付先達而乍恐御訴訟奉申上候処、此度御上様御指図下濟被仰付候御趣意左之通

一、皿ヶ淵之義先網之論所ニ有之候得者、隔日ニ相極メ当日之方ニ而先網引候而可然、尤後網之義者勝手次第之事ニ候

一、田井村家前之義者仮令町漁師場取いたし居候共、田井村ノ網出し候節者家前之義ニ付田井村ニ而網入可申、乍併田井村ノ網出し不申候節者、町漁師本業之義ニ付昼夜共勝手ニ相働可申、右之外田井村地先之処者、場取順ニ先網引候而可然、万一落合候節者、皿ヶ浜隔日ニ准し当日之方ニ而先網引候而可然

但、後網之義者右同断

（右の旨承るとの請文言を省略する）

（弘化元年）  
天保十五年八月

世話人  
（頭）  
網音人

（三上家三A—III—三三三）

論所である皿ヶ淵漁場、「田井村家前」漁場、「右之外田井村地先」漁場の三つに漁場が区分されている。論所皿ヶ淵漁場については隔日に先網を引くという一条目が、この争論の直接の解決方法にあたる。しかし、以後にも同種の争論が予想されたのであろうか、もしくは実際に問題になっていたのであらうか、加えて二条目で、論所ではない皿ヶ淵漁場以外

の田井村の地先漁場についても利用規定を示している。まず、田井村「家前」漁場の場合は、たとえ宮津町漁師が場所取りをしていたとしても、田井村が網を出す場合は「家前」漁場であるため田井村が先網を引くことができるが、田井村が網を出さない時には、「本業」につき宮津町漁師が自由に操業できるとある。「家前」は字義通り集落の前面の漁場のことであると考えられ、先述した文化年間の栗田郷の「御規定」中の「家下」漁場に対応すると思われる。また、それ以外の田井村の地先漁場は、場所取りをした順番に先網を引き、万一落ち合った場合には、論所皿ヶ淵漁場での網の順序に準じて引くとしている。なお、全ての漁場において、後網については勝手次第とある。

右の内済案から指摘できる奉行側の対応の特徴として、次の三点をあげることができる。まず、一点目は、論所皿ヶ淵漁場における先網の権利を平等に確保し、隔日という方法で処理している点である。二点目は、地先漁場を「家前」漁場とそれ以外の漁場とに区分していることである。このうち、「家前」漁場については、地元村である田井村の先網は、たとえ他の漁師が場所取りをしていたとしても優先されるとしているのに対し、論所皿ヶ淵漁場及び「家前」漁場以外の地先漁場は、たとえ地元村の田井村であっても優先権を与えず場所取りの順とし、万一落ち合った場合には皿ヶ淵漁場の先網に準ずるとしながらも、基本的には宮津町漁師と田井村漁師の権利とを同等としている。地元村の優先権が認められるのは、「家前」漁場に限定されるのである。前掲「裁許請書」では、論所が「地先」漁場であることが田井村の先網の権利の根拠とされ、奉行側が「山野海川入会」規定の影響を受けているように見受けられた。しかし、右の請書から明らかにように、必ずしも「地先」漁場であるからといって全面的に優先権が認められているわけではなく、むしろ「家前」漁場における地元村の優先にこの内済案の特徴がある。三点目は、田井村が網を出さない時という条件付きではあるが、「本業」を理由に、田井村の「家前」漁場での宮津町漁師の自由操業を認めていることである。「裁許請書」でみたように、論所皿ヶ淵漁場における隔日の先網の権利の根拠も、同様に「本業」であった。

二点目に指摘した漁場の区分は、文化年間の栗田郷の争論においても同様にみられた解決法で、奉行側は今回も同様に、

「家前」漁場における地元村の優先によって地元村にあたる田井村を納得させようとする。一方で、三点目に指摘した「本業」という論理でもって、宮津町漁師の操業を保障する。奉行側は、両漁師の操業をもに保障しながら、以後の争論を回避するために、地元村に対する「家前」漁場の優先利用を伴った漁場の区分と、「本業」という二つの規準を導入しているのである。

こうして、宮津町漁師の地先漁場における広域漁業権は、制限を受けることになった。また、部分的に保障された権利も、奉行側が彼らの由緒を無根拠として退けたことからわかるように、その保障の根拠は「御免之漁師」であることではなく、「本業」であったことを確認しておきたい。もともと、この内済案に沿って争論が解決しようとした直後に、宮津町漁師が田井村漁師を打擲する事件が起り、懲罰的な意味合いをこめて、論所皿ヶ淵漁場の先網権は、田井村にのみ許されることとなる。<sup>⑩</sup>

① 『調査資料』六七五頁。

② 嘉永元―五年（一八四八―一八五二）にかけて成立した奉行衆の心得書。『三（寺社・町・郡）奉行申合之心得書』と表題がつけられているが、『与謝郡誌』三〇三―三六一頁には、「三斤小則」として掲載されており、本稿でも以下、「三斤小則」と表記する。なお原本は『宮津藩政記録』一〇である。

③ 二野瓶前掲論文。

④ 安永五年（一七七六）八月の江尻村（現宮津市字江尻・宮津町の黒崎以北でのイナダ漁の差し止め（岩崎前掲書一五七頁）や、文化一一年（一八一四）春の岩ヶ鼻村（現宮津市字岩ヶ鼻）の鰯差網の差し止め（岩崎前掲書一六四頁）等の事例がある。

⑤ 粟田半島（関係地図）参照）部の脇・中・新宮・小寺・上司・中津・小田宿野・嶋陰・田井・矢原・獅子（それぞれ現宮津市字脇・中

村・新宮・小寺・上司・中津・小田宿野・嶋陰・田井・矢原・獅子）の一ヶ村から成る。

⑥ 正確な位置については、宮津市教育委員会文化振興室のご教示を得た。

⑦ 「先網」は史料用語であるが、余り用例は確認されない。ただし、「先網」ではないが、『宇和島藩・吉田藩漁村経済史料』（日本常民生活資料叢書）二二（三一書房、一九七三年）中の語彙説明の項に「前網代」がみられる。これは、「二つの網代に二つの網が来た時何れが前網代か、即ち先取権は何れにありやといふ場合にも用いられる」とあり、「先網」と同義であると考えられる。なお、「前網代」に関しては山下堅太郎氏のご教示を得た。山下氏にお礼申し上げる。

⑧ 「臨時留」文久元年一〇月。

⑨ 延宝三年（一六七五）二月改「永井信濃守領知郷村帳」（宮津旧

記「五二一―五四三頁）の段階で分村が確認できる。

⑩ 正確な位置については、宮津市教育委員会文化振興室のご指示を得た。

⑪ 宮津市教育委員会文化振興室のご指示によれば、「まさ」とは時間帯を意味し、現在も栗田ではちょうど日出と日入の頃に、それぞれ「朝のまさ網」と「夕方のまさ網」を引くという。地引網漁で、鰹や鰯、シロメ（カタクチイワシの子）を獲る。

⑫ 小田宿野区有文書（『宮津市史』史料編三、一九九九年）に、文化二年（一八〇五）五月付の中津村との「まさ網引」争論解決時の請書

### 三 宮津藩における漁業の位置付けと漁場利用関係

#### （一） 在方漁業Ⅱ「余業」論の登場

宮津町漁師の操業の保障のために藩が持ち出した「本業」という語は、「本格的なわざ。また、その人の本来の職業。」<sup>①</sup>という意味である。「町漁師本業之義二付」という表現は、宮津町漁師が漁業を専業としていることを意味していると考えられるが、内済に際して漁場の区分と「本業」という二つの基準が採用されていることからわかるように、あくまでも田井村・宮津町両漁師の操業をそれぞれ保障し、かつ、両漁師をもとに納得させるために持ち出された論理である。

しかし、在方漁師が自村地先からの排除を主張する状況に危機感を抱いた宮津町漁師は、次の願書にみられるように、「本業」の語を異なる意味合いで用いるようになる。

鎮師町漁業之儀者慶長已来方御免ニ而、何れ之浦々ニ而茂無運上ニ而漁業いたし来候者、細川家・京極家之御墨付茂有之候処、正徳年中焼失いたし候得とも尔今無故障相稼来候処、近來村々漁師共追々ニ網数相殖シ、村前地先抔与申立妨いたし候二付、已來御領内浜手之分ハ、何れ江相越候共余業之者網入不申節者、本業之儀二付先網差入候様被仰付度

が残っている。論所は不明であるが、「仰渡」の内容が同義であるため、恐らくは石崎鼻を論所とするものであろう。この史料には、「仰渡」の主体が郡奉行であることが明記されている。

⑬ 「三序小則」。

⑭ 岩崎『京都府』一七〇―一七一頁掲載史料。

⑮ 差出の「網音頭」は網親方であり、網子を統括していた。宮津町漁師の操業組織の解明は今後の課題である。

⑯ 岩崎『京都府』一七〇―一七一頁掲載史料。

皿ヶ淵漁場の争論以後、「村前地先抔与申立妨いた」す。在方漁師の妨害を受けないように、先網の権利を藩に保障させようとして提出した願書で、特に特定の在方漁師を争論相手とするものではないようである。宮津町漁師は、皿ヶ淵漁場争論での内済案では、「家前」漁場以外の地先漁場で地元村と同等の権利が与えられたが、その操業が実際には難しくなってきた状況がうかがえる。「余業之者網入不申節」という条件つきではあるが、「涙手之分ハ、何れ江相越候共」とあるように、皿ヶ淵漁場争論時の内済案に見られた、漁場の区分に応じた利用関係を解消し、一律に地先漁場を利用しようとする要求である。

右の願書の中で、宮津町漁師は広域漁業権の根拠として旧領主よりの「御墨付」の下付の由緒を記し、その上で、先網の権利の根拠として「本業」の語を持ち出している。注意したいのは、自らの漁業を「本業」とし、在方漁師の漁業を「余業」とする論理である。皿ヶ淵漁場争論では、宮津町漁師の主張に「本業」・「余業」の語はみられず、内済に際して「本業」という語を持ち出したのが奉行側であったのに対して、ここでは、宮津町漁師自身が、先網の権利の根拠として「本業」であることを主張しているのである。さらに、同じ漁師である在方漁師を「余業之者」と位置付けることによつて、漁業を「本業」とする自町の漁業権に優位性を与えようとしているのである。

後年の史料になるが、文久元年（一八六一）、郡奉行が、次のように幕末期の状況を説明している。

近年追々ニ相流れ、在家ニ而商業盛ニ相成候故、町屋々ハ大体之本末を相唱、既ニ弘化度田井村・猟師町漁場出入之節、本業・余業を以相争ひ、其後も猟師ハ外村々江相対し候而も漁業本業与之心得方ニ付度々争論も有之候。〔臨時留〕：文久元年（二月）

町方の唱える「大体之本末」とは、生業に対する「本業」と「余業」の区別のことを指す。また、弘化期（一八四四―四八）の漁場出入とは、打擲事件によつて喪失した皿ヶ淵漁場における先網の権利の復活を求める宮津町漁師の訴えを指す。ここでは、在方において商業が盛んになっている当該期の状況に対応するために、町方が「本業」という語を自らの

優位性の根拠として用いていることが述べられている。実際、幕末期には同一種の生業をめぐる在方と町方との争論がしばしば起こっており、町方が在方の生業を「余業」と位置づけ、自らの生業の優位性を主張する事例が確認できる。<sup>③</sup> 右にあげた嘉永期の宮津町漁師の願書は、同様の動きの早い時期の事例といえるが、弘化期に既に「本業・余業を以相争」われていることから、前掲天保十五年（＝弘化元年）の内済案において、奉行側が操業の保障のために用いた「本業」の語を、宮津町漁師がすぐさま自らに都合良く解釈し、「余業」の語と対にして提示したと思われる。

ちなみに、宮津町漁師が在方漁師の漁業を「余業」とすることは、当該藩における次のような背景が考えられる。そもそも、この「余業」の語は、在方の縮緬業（いわゆる丹後縮緬<sup>④</sup>）に対する抑制の論理として宮津藩が用いていたものである。在方に縮緬業が導入されるのは享保年間（一七一六―一七三六）であるが、これは寛永年間（一六二四―一四四）の城下町建設に際して、その経営のため、また、農民を自給経済に固定しておくために、従来与謝郡加悦谷地方を中心として営まれてきた絹織業＝丹後絹を城下に集中させる政策がとられたことに起因する。絹織業を城下町に吸収された当地方で、家業の助けとして京都西陣から導入されたのが縮緬業である。すなわち、在方が自らの経済的成長を求めて、自らの手によつてはじめた商品生産であり、当初から領主経済と対抗関係にあったわけである。安永四年（一七七五）の触には、

御領分の村々百姓共農耕第一の儀にして、余業に不可相動事にて近年縮緬を織り、農耕の後れ自然と不作致し候儀有之旨粗は相聞へ不届の至り（原文ママ）

とある。ここでは、在方縮緬業が明確に「余業」と位置付けられている。

在方の縮緬業を「余業」として抑制するこの触の背景には、町方の経済保護、及び「農耕第一」という文言からも明らかのように、農業を「本業」とみる農本思想が看取できる。前述のように、幕末期に漁業だけでなく様々な生業において、揃って「本業」・「余業」が争点となっていることは、近世中期以降の藩の在方縮緬業抑制策がその理念を領内に浸透させ、自身の生業保護にとって有効な論であるという認識を町方にもたらしめていたのであろう。ただし、繰り返しになるが、皿

ヶ淵漁場争論における宮津町漁師の操業の保障のために「本業」の語が用いられたのは、在方漁師の漁業の抑制の意を伴つておらず、あくまでも宮津町漁師の権利を田井村の権利と併存させるためである。にもかかわらず、宮津町漁師は自らの漁業権を卓越化させるために、「本業」を「余業」と対にして用いているのである。

さて、宮津町漁師の願書の内容は、町方のみにかかわる問題ではないので、用人から郡奉行に対して「願面御下ヶ私共(郡奉行)見込可申上旨御談」(『臨時留』：嘉永二年二月)があり、意見が求められる。これに応じて、郡奉行は、嘉永二年(二八四九)二月に以下のような理由で願書の却下を求める。

獵師町漁師共願面之通、無運上ニ而浦々漁業致来候儀相違者無之候得共、申立而已之儀者御取用ニ茂難相成哉と奉存候

(『臨時留』：嘉永二年二月)

まず、宮津町漁師の無運上での漁業の慣行を認めながらも、申立のみのことは採用しがたいとし、旧領主による特権下の由緒を証拠なきものとして退ける。また、続けて、「右ハ獵師共十分之新法相立度願筋ニ相当、願之主意相立候義御座候節ハ、漁村共容易ニ承伏仕間敷哉与治り方心配仕候」(同右)上、宮津町漁師の「浜手」全域における先網は、筋合いが立っておらず、認めれば在方漁師の難法となり、聞き入れられないとする。

次に、宮津町漁師の主張する「本業」と「余業」の区別に対して、次のように言う。

子細ハ町獵師共本業・余業与差別いたし申立候得とも、都而漁業之義ハ御先代様々御引送之廉不相見、村々漁業いたし候場所者、反別之割合与ハ免合高家数茂多、外村々ニ引競候得共、元高々ハ多分之延高二相成居候、其上看運上増減茂不相見候得者、矢張漁稼ヲ以御高相続いたし来候儀ニ付、本業・余業之経界相立候儀ニ而ハ有之間敷哉、左候得ハ、村々者余業之義ニ付稼方差控候様申談候義ハ難出来様奉存候

(『臨時留』：嘉永二年二月)

総じて、漁業は先代から引き送られている理由が不明であるが、漁業を営む村々は、反別制より高免であり家数も多く、他村と比較しても多分に延高となっている。その上、看運上は定額である。郡奉行は以上の理由から、漁業は高相続のた

めに行われてきたと推測する。そのため、「本業」と「余業」の境界をたてることはできず、在方漁師に対して「余業」であるという理由で漁業の差し控えを命じることは出来がたいという。肴運上に関する部分の解釈が難解であるが、肴運上の額に増減があるならば、漁業の目的は漁稼ぎそのものにあるといえるが、運上額が不変であることは、漁業の目的が漁稼ぎそのものではなく高相続にあると判断していると解釈するのがよいだろう。

以上のように、宮津町漁師の要求を、由緒の無証拠、要求が「新法」であること、漁業を「本業」・「余業」に区別することの無理という三点から批判したあと、仕来の尊重と願書の却下を主張する。

一 獵師町ハ仕来ニ而何れ之浦々ニ而も相稼候事故、一業ニ而相続難出来与者難被申立、村々獵師共多分獵場相極リ居、灘漁者村前地先之外相稼不申事ニ付、当時之処ニ而ハ獵師町と村獵師者稼方差別相立居候義ニ御座候得ハ、双方仕来之通為相稼候而可然哉ニ奉存候、右之次第ニ付御取上相成候筋合ニ茂有御座間敷哉奉存候

（『臨時留』・嘉永二年二月）

宮津町漁師は仕来によって「何れ之浦々ニ而も」操業しており、先網の権利が問題となる引網漁を指すと考えられる。「一業」で相続しがたいとは言えず、一方、在方漁師はこれも仕来として灘漁<sup>⑥</sup>では「村前地先」漁場のみを利用するという稼方の相違があるため、両漁師共に仕来通りに操業させるのがよいという。

この意見書の控書の末尾には、「右ニ付町奉行ニ而取上無之」（『臨時留』・嘉永二年二月）と添書されており、郡奉行の反対意見によって、宮津町漁師の要求が却下されたことがわかる。この時町奉行が如何なる意見を有していたかを示す史料はないが、「右ニ付」という表現は、由緒、「新法」、「本業」・「余業」という三つの論点をめぐる郡奉行の主張の少なくとも一つに、町奉行が同意したことを示しているといえよう。

## （二） 漁場争論と「本業」・「余業」

嘉永二年の「本業」を根拠とする宮津町漁師の要求は、由緒の証拠がないこと、要求が「新法」であること、在方漁師

の漁業を「余業」と位置付けられないことを主張する郡奉行の意見によって却下された。

しかし、以後も宮津町漁師は在方漁師との漁場争論に際して、「本業」・「余業」の両語を用いる。安政六年（一八五九）三月、宮津町漁師は天橋立の北基底部に位置する江尻村（現宮津市宇江尻…〈関係地図 参照〉）のモヤ網漁を新規漁法として差し止めようと訴詔を起こし、「古来古」の操業とする江尻村と対立する。

この時宮津町漁師が提出した願書には、江尻村のモヤ網漁を「新法」とする主張に加えて、出訴に至る以前に江尻村に對して、「町漁師共儀ハ日々漁稼一条ヲ以今日相送り、江尻村之儀者御百姓余業之儀ニ御座候得者、是等之処厚勘考新法之義ハ速ニ相止メ呉候様及頼談」（宮崎家文書A—1—102以下、宮崎家A—1—102と略記する）んだり、「本業・余業之儀今一応得与勘考被下度段相頼」（同右）んだ旨を記すなど、江尻村の漁業があくまでも「余業」であることを強調し、「本業」であることによる自らの漁業権の優位性を主張する。なお、この願書中には、旧領主による特権下付の由緒に関する記載は一切みられない。

この願書をうけて審議にとりかかった町奉行側は、「申争而巳ニ而耽与証拠ニ相成候書類も無之」（『臨時留』・文久三年（一八六三）二月）ため、肴屋等を対象に江尻村の漁獲物に関する書類を調査する。その結果、それらの書類にモヤ網の記載がみられないこと、また、「本業之差別も可有之」（同右）ため、「七、八分ハ江尻村新法之儀与奉存候二付、双方評義之上、論中江尻村丈ケ差留置候而相当之筋と見込」（同右）んだ町奉行によって、江尻村のみ操業を差し止められる。郡奉行は既に嘉永二年の願書の却下の段階で、漁業を「本業」・「余業」に区別することの不可能を主張していたのであるが、町奉行はそれ以後も「本業之差別」を主張してゐるのである。

郡奉行はこの処置に對して、双方とも証拠がないのに推量によって差し止めを行うことは如何かと反発、江尻村が「今日之凌方無之渴命ニも可及次第二付、地先丈二而も相稼露命相繫度段」（同右）を万延元年（一八六〇）二月に哀願したことをうけて、独自に操業許可を与える。そして、そもそも論の場合、「国郡村境筋等之申争、或ハ入会稼場出入之節

者論中訴答共立入差留、双方指支之廉ニ而和熟之ため取計」（同右）うこともあるが、今回のような不分明な争論において、一方のみを差し留めても解決にならないとの意見書を提出する。その結果、「村方願之通、江尻村家前丈ヶ差免、町獵師共ハ江尻村家前丈ヶ差留置」（同右）く方向で内済をすすめることとなる。すなわち、漁場の境界を定め、「家前」漁場における江尻村の占有利用権を確保しようとしたのである。「家前」漁場とそれ以外という漁場の区分が、両奉行が合意する解決策として、当争論でも採用されている。しかし、内済はうまくいかず、再度奉行所へ持ち込まれることになる。

文久三年（一八六三）二月、郡奉行は江尻村の操業を認めるべき旨の意見書を提出する。その論法を順にみていこう。

江尻村御高式百七拾九石余、家数百六拾九軒村方漁業を以相続いたし来候二付、反別之割与者免合高、外村々ニ引競候得者、元高々多分之延高二相成居、其上倉運上も浜付村々之内ニ而も江尻村多分ニ相立来り候

（『臨時留』…文久三年二月）

江尻村は漁業によつて相続をしているため、高免かつ延高となつている。その上、倉運上の額についても、他の浜付村々に比べて高いという。漁業は高相続のための生業であるという主張は、一見、嘉永二年に宮津町漁師の先網の権利要求を退けた意見書の内容と同一にみえるが、漁業に従事している村々が高免等の性格を有していることから、漁業によつて高相続をしていると判断できるとする嘉永期とは異なり、この意見書には「漁業を以相続いたし」ていることが高免等の前提となつており、論理が転換していることがわかる。続けて、先年江尻村から提出させた書類には、モヤ網の別称とされる餌取網の名称がみられ、近年開始した漁法ではないと判断できるとの旨を記す。そして、それゆえに、「稼場手狭相成候而者、御取納相続筋ニも指障り候間、手広ニ漁稼不相成候半而者難立行」（同右）いと述べている。モヤ網漁は、従来から高相続のために行われている漁法の一つであるため、その差し止めは「御取納相続筋ニも指障」というのである。

次に、宮津町漁師が「本業」という語を用いて自らの優位性を主張することを、次のように批判する。

元来獵師町本業と申立候得共、往古下宮津拾ヶ村一本免定之節八百姓ニ而漁稼ハ余業ニ茂可有之、其後年曆も不分候得とも拾ヶ村

相別老本免定相成候より引続同様免定相渡来、然共百姓分ハ当時人別無之、獵師町ハ町人別ニ相成候故本業之姿ニ相成候得とも  
素々余業之儀、村々無高漁稼渡世之者ハ本業ニ而  
〔臨時留〕：文久三年二月

第一章で述べたように、近世初期の獵師町は下宮津一〇ヶ村のうちの一であった。このころは宮津町漁師も百姓であり、漁業は「余業」であった。しかし、その後下宮津が一〇ヶ村に分村した際、獵師町のみが町人身分となったため漁業が「本業」の姿になっただけで、もともと宮津町漁師も漁業は「余業」であったという。これに対して、在方の無高層で漁業によって渡世している者は、漁業が「本業」であるとす。宮津町漁師や「本業之差別も可有之」と考えている町奉行に対して、「本業」・「余業」の区別がいかに無意味であるかを説いているのである。続けて、嘉永二年の宮津町漁師の願書の却下の先例を引き、この時も「本業」・「余業」が問題となったが、区別をつけることが不可能なため取り上げなかった旨を記している。そして、今後宮津町漁師と在方漁師との争論の度に、「本業」・「余業」の境界を以て争うことになれば、その度に御苦勞を掛けることになるとして、次のように宮津町漁師の無運上の事実を捉え、「本業」の主張の不当性に結びつける。

全体万物土地より生し候もの山野海川の産物共ニ皆地方ニ屬し、悉く農民之手ヲ出候ものニ而、町獵師共其本を不知漁運上も無之處、本業〳〵と勝手のミを申立、以後本業之廉を以強勢之願不致様、且ハ漁稼重之村々ニ而無高之もの共ハ則本業是而巳ニ而相統仕候義ニ御座候  
〔臨時留〕：文久三年二月

文中の「農民」は、江尻村をはじめとする在方漁師を含んでいる。宮津町漁師は土地から生じる物や山野海川の産物が皆地方に屬し、全て農民の手から生み出されているという原則も知らずに、肴運上も上納していないのに、本業、本業と勝手ばかり申し立てているという批判である。そして、以後は「本業」を理由に強勢の願いをさせないこと、また、漁業が主産業である村の無高層が、本業である漁業のみで相統している事実について念を押ししている。

最後に、町奉行の処置の不当性を述べた後、双方共に「是迄仕来之通相稼候様申渡、願書下ヶ遣候而相当之筋と奉存

候」(同右)と、「仕来」通りの操業を申し渡し、宮津町漁師の願書を取り下げるのがよいとする。

以上のように、モヤ網漁が「新法」ではないこと、及び、漁業に対して「本業」・「余業」を区別することの無意味性を主張する郡奉行の意見書をうけて、争論がどのような結末に落ち着いたかを文久三年(一八六三)八月の江尻村の訴状からうかがおう。

乍恐奉願上候口上書

当村もや網漁之義ニ付今般御召出之上、互ニ職分之事故訴答共実意を以小前へ理解ニおよび勘弁いたし合、水魚之交を以稼合之対談可致様厚御理解御座候  
(宮崎家A—一五五)

結果的に内済が命じられているが、「互ニ職分」、即ち、両漁師を同業とみなす表現から、宮津町漁師が主張していた「余業」を理由とする差し止め要求が却下されたことがわかる。また、このことは、「本業之差別も可有之」と考えていた町奉行が、「本業」・「余業」の区別の無意味性を結果的に認めたことを示している。もともと、この江尻村の訴状は、藩の内済命令にもかかわらず宮津町漁師が応じないことによつて、モヤ網漁が出来ない状況にあることを訴えたものであるから、実際の内済は即座にはうまくいかなかつたようである。

① 「日本国語大辞典」(小学館)。

② 本来、「先網」は、後網があつて成立する概念であり、宮津町漁師が「先網」と願書中に記す理由は明確ではない。この場合は単純に一番網を差していると考えるのが妥当であろうか。

③ 例えば、万延元年(一八六〇)の城下の河原町(現宮津市字河原)の船持と岩滝村(現京都府与謝郡岩滝町)の船持による人輸送をめぐる争論では、「仕来」であると主張する岩滝村に対して、河原町側は「本業」の廉を申し立てている(『臨時留』…万延元年)。両者は寛政年間(一七八九—一八〇二)にも同様の争論をしているが、この時の

河原町側の訴状には「本業」の語はみられない(三上家三A—III—三二〇)。

④ 以下、丹後縮緬業の沿革や宮津藩政の展開については、堀江英一「徳川時代に於ける丹後縮緬機業の発展過程」(『経済論叢』五〇—六、一九四〇年)、池田敬正「宮津藩における農民的商品経済をめぐる領主と農民の関係」(『経済論叢』七四—二、一九五四年)、池田「宮津藩における藩政改革——丹後縮緬をめぐる——」(『堀江英一編』藩政改革の研究)〈お茶の水書房、一九五五年〉、足立政男「丹後機業史」(雄渾社、一九六三年)、宮本裕次「幕末譜代藩の在地政策

——丹後宮津藩主本庄宗秀時代を中心に——」（『神戸大学史学年報』

一〇、一九九五年）等によった。

⑤ 住谷悦治「丹後機業の構造分析」（京都府労働経済研究所、一九三二年）一四五頁掲載「安永四年宮津藩の触書」。

⑥ 「灘」は「土地によつて其内容が可なり著しくちがつて居」（柳田国男・倉田一郎『分類漁村語彙』〈国書刊行会、一九七五年〉）る語で、丹後地方の場合、「なぎさ・波打きわ」（井上正一『丹後網野の方言』〈一九六四年〉）を指す。

⑦ 遠海の延縄漁用の餌にする海老を取る漁。江尻村では五月から一〇月までは近海で漁をするが、一月から四月の間は遠海に乗り出す。遠海漁の期間は餌取をする猶予がないため、モヤ網漁は餌確保のためにも、江尻村にとって大切な漁であった。また、この漁は、遠海に出

## おわりに

宮津町漁師の「特権漁業」後退について、漁政の観点から検討した。一九世紀の漁場争論に対する宮津藩の対応の特質は、第二章で明らかにしたように、次の点にある。まず、宮津町漁師が「特権漁業」の根拠として主張する由緒を、証拠なきものとして退けている点。そして、奉行側は、その権利を保障するために、彼らの漁業を「本業」と位置づけた。その上で奉行側が解決のためにとつた方法は、「山野海川入会」規定には必ずしも影響されておらず、論所となつている漁場では当事者双方の権利を平等に確保すること、「家下」Ⅱ「家前」漁場では地元村の優先権を認めること、論所や「家下」Ⅱ「家前」漁場以外の地先漁場では、双方に同等の権利を認めることである。結果的に、「特権漁業」といわれた広域漁業権は制限を受けることになった。これに対して宮津町漁師は、「本業」の語を「余業」と対にし、自町に有利となる諸願を試みる。第三章では、こうした要求に対する奉行側の対応を検討した結果、在方漁師の漁業を「本業」であると位置づ

られない老人や子供にとつての大切な生業でもあったという（『宮崎家文書解題』〈丹後漁業関係古文書目録』、京都府教育委員会・京都府立丹後郷土資料館、一九九四年）。

⑧ 安政六年三月「乍恐以書附御訴訟奉申上候」。狛師町網音頭等が町奉行に提出した願書の写である。宮崎家は江尻村の庄屋を務めた家である。なお、文書番号は「丹後漁業関係古文書目録」によつた。

⑨ 引用部分は、「すべて土地より生ずる物、また八河海沼沢の産物とも皆地方に属し、悉く農民の手に出ざるはなく、四民産業の根本なり」という『地方凡例録』（大石久敬著、大石慎三郎校訂、東京堂出版、一九九五年）冒頭の「地方総論」中の文章に酷似しており、この書物が、郡奉行の漁業観に影響を与えていたことがうかがえる。

ける郡奉行の主張が通り、宮津町漁師の要求が却下されることが明らかとなった。宮津藩における漁場利用関係は、「家前」漁場における地元村の優先という当該藩独自の漁場認識、及び、藩における漁業の位置づけに大きく規定されていたといえよう。

近世中後期以降の全国的な漁場利用関係の変容を、本稿のように幕藩領主の漁政という観点から検討し、事例を積み重ねることによって、漁業・漁村史研究をさらに深化することができると考える。今後は、こうした漁政が規定する漁場利用関係の変容が、本稿では触れることができなかった各漁村（町）の漁業構造等に与えた影響を解明する必要があるだろう。

【付記】 史料の閲覧、利用をご許可くださった三上誠一氏、宮崎佳和氏、及び、本稿を作成するにあたってお世話になりました辰巳幸司氏をはじめとする宮津市教育委員会文化振興室の皆様方、京都府立丹後郷土資料館の皆様方に、末筆ながら心よりお礼申し上げます。

（滋賀県立大学人間文化学部助手

## Policy Change Concerning Fishing Rights in the Edo Period

by

AZUMA Sachiyo

It is known that there were certain fishermen who enjoyed the prerogative to fish in the Miyazu domain during the Edo period. The old Lord in the early Edo period had granted them wide fishing rights at sea extending to the domain. This territory was called "Jisaki-Gyojo". They lived in Miyazu City, but many other fishermen lived in villages.

From the middle of the 18th century, fishing arguments had increased. Then in the 19th century, the Miyazu Lord made a rule for the village fishermen, so that each village had to make sure of their fishing rights in "Iemae-Gyojo" which was part of "Jisaki-Gyojo". This word referred to the fishing grounds right in front of their houses. On the other hand, the Lord settled an argument about fishing territories between city and village fishermen by setting the standard whether or not a person was a professional fisherman. The Lord regarded city fishermen as professional. But ultimately, the city fishermen could fish in smaller territories.

When the city fishermen were denied their fishing rights, they tried to suppress village fishermen's rights. They argued that the main occupation of the village fishermen was farming. But the administrators (Kori-Bugyos) refused their cry, because they insisted that fishing should be "Hongyo" for not only the city fishermen but the village fishermen as well. Thus the utilization of fishing territories changed.